

PCA

サポートパッケージ

メディカルサポートパッケージ

診断パッケージ

支援サービス

(業務用) 利用規約

－ 重要 －

PCA 各種サービスをご利用になる前に本利用規約をお読みください。

本規約は、ピー・シー・エー株式会社（以下、「PCA」という）が提供する「サポートパッケージ」、「診断パッケージ」および「支援サービス」（以下、これらをまとめて「PCA 各種サービス」といいます）についての規約です。本規約にご同意いただける場合のみPCA各種サービスをご利用いただけます。ご同意後の返品はお受けできません。

■第1条 総則

PCA各種サービスご利用者に対し、PCAは、本規約に基づきPCAソフトに関するサポート、診断・支援サービスに関するサービスを提供するものとします。

■第2条 定義

1. 本サービス

PCA各種サービスとして販売される、PCAソフトに関するサポート・診断・支援に関するサービスであり、その内容を別紙の「本サービス内容」に定めます。

「PCA各種サービス申込」Webサイトにて本サービスの利用をお申し込み下さい。

2. お客様

PCA各種サービスのご利用者をいいます。

お客様は、PCA各種サービスをご購入された時点で、本規約にご同意されたものとみなします。

3. 運用会社

PCAは、お客様への本サービス提供に関して、PCAの関係会社である株式会社ケーイーシー（以下、「KEC」という）に業務を委託しています。KECはPCAに代わってお客様への本サービス提供および、本サービス提供業務を行う業者の選定を行います。

会社名：株式会社ケーイーシー

所在地：〒102-0071 東京都千代田区富士見 1-2-21 PCAビル6F

TEL:03-3288-3788 FAX:03-3288-3785

4. 担当業者

KECが本サービスの再委託先として選定した業者をいいます。

KECは、お客様から本サービス利用のお申し込みをいただいた場合、サービス内容に応じて最も適した業者を担当業者として選定するものとします。

選定対象となる委託業者については、PCA各種サービスに同梱されている「全国導入指導委託業者一覧表」、またはPCAホームページにて掲載するものとします。但し、診断・支援サービスについては、事前にお客様に担当業者を通知します。

KECは担当業者を選定し、お客様は、これを承諾するものとします。担当業者は本規約に基づき、本サービスを提供致します。

■第3条 各種サービスご利用のお申し込みから利用完了までの流れ

1. 本規約をご確認のうえ「PCA各種サービス申込」Webサイトに必要事項を入力して下さい。申込WebサイトのURLは「PCAサポートパッケージ／診断／支援サービスご利用についてのご案内」に記載しております。
2. KECが選定した担当業者から、「サービス提供日」「サービス提供担当業者名」を記載した「PCA各種サービス受付確認」メールがお客様へ届きます。この時点で、お客様のお申し込みについて、KECおよび担当業者が承諾したものとします。
3. 「PCA各種サービス受付確認」の確認事項に従い、担当業者が本サービスをご提供致します。
4. お客様は、担当業者による本サービス提供作業終了後、担当業者所定の完了報告書に、ご署名、ご捺印いただくものとします。

- ②
5. お客様の完了報告書のご署名、ご捺印をもって本サービスのご利用は完了したものとし、「PCA 各種サービス券」に明記された、お客様に提供した本サービスに相当する時間、および回数が消化されたものとします。
- ※ 「PCA 各種サービス受付確認」メールは、「PCA 各種サービス申込」受領後 KEC の 10 営業日以内にお送りします。10 営業日を過ぎても「PCA 各種サービス受付確認」メールが届かない場合は、お手数ですが KEC にお問い合わせ下さい。
- ※ お申し込みは、販売代理店等、お客様本人以外の代理人（以下「代理人」という）でも可能とさせていただきます。代理人も、本規約の規定が適用されるものとします。
- ※ PCA、KEC、および担当業者は、前項にかかわらず、本サービスのご利用を申し込まれたお客様が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、そのご利用のお申し込みを承諾しないことがあります。
- (1) 「PCA 各種サービス申込」メールに登録されたお客様名が架空名義である場合。または、住所、連絡先が確認できない場合。
 - (2) 「PCA 各種サービス申込メール」に登録されたお名前がお客様のものではない恐れがあるとき
 - (3) お客様が、お申し込み時に虚偽の事項を申告したとき
 - (4) お客様のお申し込みにかかる内容が、別紙に定めるサービスの範囲外であるとき
 - (5) PCA、および担当業者の業務運営上、そのお申し込みを承諾することが困難なとき
 - (6) お客様の本サービスのご利用地域が、日本国外であるとき。
 - (7) お客様が、本サービスを利用されることについて不相当であるとき
- ※ 別紙に定める諸経費が発生する場合、「PCA 各種サービス受付確認」メールと併せて請求書がお手元に届きます。担当業者が定める期日までに、現金または金融機関等においてお支払いください。なお、金融機関等に支払う場合の手数料は、ご負担ください。お客様が、支払期日を経過しても支払いがない場合には、担当業者は、年 14.6% の割合で遅延損害金を請求する場合がございます。
- ※ お客様は、担当業者が本サービスを行うために必要な資料、機材、消耗品など（以下「物品等」という）を、本サービスが行われる前に、予め準備するものとします。なお、当該物品等にかかる費用は、お客様の負担とします。必要な物品等は本サービスの内容により異なります。物品等が必要となる場合は「PCA 各種サービス受付確認」メールと併せてお知らせいたします。
- お客様が物品等を準備していないことなどにより担当業者が本サービスを提供できない場合であっても、お客様は、キャンセルにかかる相当額、諸経費を負担するものとします。
- ※ 諸経費、物品等について、事前にご確認される場合には、KEC にお問い合わせ下さい。
- ※ 本サービスは、第 3 条 1. のお申し込みから 1 年以内にご利用ください。
- 複数回に渡って提供されるサービスについては、初回のお申し込みから 1 年以内に全回数をご利用ください。
- ※ お客様が本サービスご購入後、サービス提供日までに消費税率が変更になった場合でも、弊社から差額を請求することはありません。

■第4条 キャンセルについて

1. お申し込みに対する承諾の後に、お申し込みの解除(以下「キャンセル」という)をされる場合には、本条 2 項の手順に従ってキャンセルをおこなってください。本条 2 項に従いキャンセルにかかる費用を御負担いただきます。また、担当業者への事前の連絡なしに、お申し込み日程を変更する、または中止する場合も、キャンセルにかかる費用を御負担いただきます。
2. お客様は、以下の手順にて、キャンセルを行うものとします。
 - (1) 電話にて担当業者にキャンセルの旨をお伝え下さい。もしくは、「PCA 各種サービス受付確認」メールに記載のキャンセル申請 URL よりご連絡ください。
※キャンセルの連絡は代理人でも可能といたします。
代理人も、本規約の責務が適用されるものとします。
 - (2) 担当業者は、ご連絡いただいてから担当業者の 5 営業日以内に「キャンセル確認書」をお客様に FAX もしくはメールでお送り致します。
 - (3) 「キャンセル確認書」の内容をご確認のうえ、ご署名ご捺印された「キャンセル確認書」を担当業者に FAX もしくはメールでご返信ください。なお、相当期間内に「キャンセル確認書」をいただけない場合は、キャンセルされたものとして、処理させていただきます。
 - (4) ご署名ご捺印された「キャンセル確認書」が担当業者に届いた時点でキャンセルが成立します。

②

- (5) 「キャンセル確認書」の記載に従い、キャンセル料をお支払いください。
「キャンセル確認書」には、キャンセル料、およびお支払方法が記載されております。

ご連絡いただいた日	キャンセル料
サービス提供日の 1 営業日前から 5 営業日 前以内	1 回サービス提供料金の半額：50%(税別)
サービス提供日の当日	1 回サービス提供料金の全額：100%(税別)

※日当、交通費等の諸経費にはキャンセル料はかかりません。

■第5条 個別のサービス

お客様が、担当業者に本サービスに定めがないサービスをご依頼になる場合は、お客様とPCA、KEC、担当業者の間で、書面による個別契約を締結することができるものとし、料金は別途御見積となります。なお、個別契約で規定されていない範囲については、本規約が適用されます。

■第6条 本規約の変更

PCAは、本規約をお客様の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、本サービスを提供する条件は変更後の規約によります。変更内容は、PCAの本サービスのホームページへ掲載するものとします。

■第7条 免責事項

1. 本サービスの提供はお客様のコンピュータ・システムの稼動運用までを保証するものではありません。
2. PCA、KEC、担当業者の責に帰することのできない事由から生じた損害、PCA、KEC、担当業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、本サービス提供の大幅な遅延が原因でお客様に何らかの損害が生じた場合も、PCA、KEC、担当業者は一切の責任を負いません。
3. PCAの責に帰すべき事由によりお客様に直接的損害が発生した場合、PCAは本サービスの請負金額を上限として、相当因果関係の範囲内で損害賠償を支払うものとします。
4. 診断パッケージ、支援サービスにつきましては、以下の点を予めご承諾のうえ、お申し込みください。
 - (1) 診断パッケージ、支援サービスについては、各種認定、認可やお客様の業務運営を保証するものではありません。
 - (2) 診断パッケージ、支援サービスについては、PCAおよびKECは担当業者をご紹介します。内容および進め方については、担当業者と十分協議し、ご了解のうえでお申し込みください。
 - (3) 診断パッケージ、支援サービスについては、お客様のご要望内容、所在地などによって、必ずしも適切な担当業者を紹介できない場合がありますので、ご承知おきください。

■第8条 権利義務の譲渡等

お客様は、本規約上の権利または義務の全部、または一部を第三者に譲渡し、また担保に供してはならないものとします。

■第9条 個人情報の取り扱い

1. PCAは、申込によりお預かりしたお客様の氏名、住所、電話番号等記載事項にある個人情報を、本業務の目的実現のため、KEC、担当業者にFAXまたは電子メールで転送、開示させていただきます。お客様は、開示の中止、個人情報の破棄を求められます。
2. PCAがお預かりした個人情報は、セミナーに関するご連絡、その他PCAからの情報提供、サービス向上のための検討資料にのみ使用させていただきます。
3. お客様のご同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、KEC、担当業者以外の第三者への預託・提示は致しません。
4. ご提示いただいたお客様ご自身の個人情報について、正当な理由により開示を求められた場合は、ご本人確認の上、原則としてこれに応じます。
5. 情報に誤りがあり、訂正または削除を求められた場合は、すみやかにこれに応じます。
6. お客様が、PCA、KEC、担当業者に対し「申込」に登録する個人情報の一部または全部をご提示いただけない場合、本サービスを受けられない場合がございます。

■第10条 準拠法

本規約の適用および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

②

■第11条 紛争の解決

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、お客様、P C A、KEC、担当業者は、誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

令和4年7月1日 規約改定

ピー・シー・エー株式会社

— 別紙 —

I. 本サービス内容

サービス提供実施曜日は、年末年始・土日・祝日を除く、担当業者の営業日とします。
サービス提供時間は、原則、10時より18時とします。

1. サポートパッケージ (導入指導)

導入指導は、本サービスが対象とするソフト製品ごとに、1名のインストラクターが1回訪問につき3時間単位で本サービスを提供いたします。1名のインストラクターで、最大2名までの指導が目安となります。

(1) コースの金額

■コースの目安 ※お客様のスキル・指導内容により異なります。	料 金 (税 別)
・PCA マイナンバー管理ツール・収集ツール・収集サービス セキュア出力ツール	3時間×1回=50,000円 「個別キット」×1本

■その他のコース設定	料 金 (税 別)
・PCA 認定ソリューション	別途、お問い合わせください。

2. サポートパッケージ(データコンバート)

お客様のデータをお預かりして、対象ソフトのデータコンバートを代行いたします。

対象製品	1～2領域 代行サービス価格 (税別)	3～4領域代行 サービス価格 (税別)	以降2領域ごと 代行サービス価格 (税別)
以下、1製品のデータ領域 ・PCA 商魂商管スタンドアロン製品 ・PCA 会計シリーズ ・PCA 給与シリーズ ・PCA 建設業会計シリーズ ・PCA 固定資産シリーズ	¥50,000 「個別キット」×1本	¥100,000 「個別キット」×2本	¥50,000 「個別キット」×1本

対象製品	1領域 代行サービス価格 (税別)	2領域代行 サービス価格 (税別)	以降1領域ごと 代行サービス価格 (税別)
以下、1製品のデータ領域 ・PCA 商魂商管ネットワーク製品	¥50,000 「個別キット」×1本	¥100,000 「個別キット」×1本	¥50,000 「個別キット」×1本

訪問対応の場合

1回訪問を¥50,000(税別)の基本料金とし、別に、データコンバート内容にてデータコンバート費用をお見積いたします。

- ・本サービスの作業は、担当業者の指定する場所にて行います。お客様が指定される場所へ訪問を希望する場合には、別に、訪問費用、交通費などを、ご負担いただきます。また、データなどの部材等をご提示いただけることにご同意いただく場合に限り、本サービスをご提供いたします。
- ・「データ領域」とは、PCA ソフトを複数年度、複数会社にて運用されている領域データ数とします。
- ・PCA 製品の仕様上、お客様にてデータコンバート後に、コンバートされない項目、再登録、再設定をしていただく項目がございます。あらかじめご了承ください。
- ・担当業者は、コンバートデータを「CD-R」(圧縮形式のパスワードにより保護されたデータ形式で格納し、CD-Rをクローズした状態)で、お客様に配達追跡のできる方法で返却、および納品させていただきます。

3. サポートパッケージ(データ入力代行)

データ入力代行は、本サービスが対象とするソフト製品のマスター登録を入力代行いたします。業務内容により、個別に見積いたします。

③

4. サポートパッケージ(帳票設定代行)

以下の対象ソフトの帳票設定を代行いたします。

作業内容	2帳票 代行サービス価格 (税別)	以降2帳票ごと 代行サービス価格 (税別)
PCA 商魂シリーズ フリーフォーマット作成	¥50,000 「個別キット」×1本	¥50,000 「個別キット」×1本

- ・本サービスの作業は、担当業者の指定する場所にて行います。お客様が、任意の場所への訪問を希望される場合には、別に、訪問費用、交通費などを、ご負担いただきます。また、データや資料などをご提示いただけることにご同意いただける場合に、本サービスをご提供いたします。
- ・担当業者は、帳票設定データを「CD-R」(圧縮形式のパスワードにより保護されたデータ形式で格納し、CD-Rをクローズした状態)で、お客様に配達追跡のできる方法で返却、および納品させていただきます。

5. 診断パッケージ

診断パッケージ製品	診断の内容	価格(税別)
<ul style="list-style-type: none"> ・PCA 就業規則作成支援パック ・PCA 人事制度構築支援パック 	<p>会社の就業規則関連を診断し、お客様に適した就業規則の整備・構築を支援します。</p> <p>会社の人事制度を診断し、お客様に適した人事制度の整備・構築を支援します。</p> <p>これらご希望により事前訪問を行い、診断内容や構築内容の確認を行います。原則として個別のお見積りとなります。</p>	¥150,000 から

診断パッケージにつきましては、非弁活動・非弁提携などに類する法令で禁止する行為は承れませんので、ご承知おきください。

6. 支援サービス

支援サービス製品	サービスの内容	価格(税別)
PCA 公益認定支援サービス	<p>公益法人を対象に、公益認定及び認可申請を支援するためのサービスを行います。原則として事前に訪問し、支援内容の確認を行いお客様に適した支援を行います。原則として個別のお見積りとなります。</p>	¥500,000 から

支援サービスにつきましては、非弁活動・非弁提携などに類する法令で禁止する行為は承れませんので、ご承知おきください。

Ⅱ. インストールサービス、電話サポートサービスについて

本サービスには、対象ソフトのインストール作業、電話サポートは含まれておりません。ソフトインストールにつきましては、別途「PCA ソフトインストールパッケージ」をご購入ください。また、電話サポートにつきましては、別途「サポートサービス会員」にご加入ください。

PCA ソフトインストールパッケージ

作業	作業の内容	制限事項	価格(税別)
スタンドアロン製品インストール	対象ソフトの2製品のインストール作業・動作確認	1台のパソコンへのインストール料金	¥50,000
ネットワーク製品インストール	個別に、お問い合わせください。		
PCA 認定ソリューション製品インストール	個別に、お問い合わせください。		

なお、インストール作業につきましては、「PCA ソフトインストールパッケージ」の利用規約が適用されます。事前にご確認ください。

Ⅲ. 諸経費の規定

お客様が本サービスをご利用になる際、以下の料金が必要になる場合がございます。必要金額は「PCA 各種サービス受付確認」と併せて担当業者よりご連絡いたします。お申し込み前にご確認される場合は、KECにお問い合わせください。

経費内容	金額
交通費	担当業者所在地から本サービス実施地までにかかる往復費用を実費でいただきます。
日当	担当業者所在地から本サービス実施地までの移動距離が100Kmを超えると日当10,000円(税別)いただきます。
その他	本サービス内容について別途個別契約を締結した場合、追加費用が発生する場合があります。

PCA および KEC が推進するその他各種有償サービスに関して、その価格を本各種サービスに充当させて販売する場合があります。なお、その他各種有償サービスとは、就業規則作成、人事制度構築、組織活性化支援などのほか、公益法人における財務諸表等の会計基準変更などについての簡易調査や、事業区分の見直し、管理費区分の見直し等の診断やコンサルティング業務をいいます。

付則

令和4年10月1日 別紙改定

ピー・シー・エー株式会社